

# 平成30年度 診療報酬 改定の解説

平成30年3月30日付け厚生労働省保健局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その1）」を一部抜粋してお知らせします。

**問 3** 妊婦加算は、妊娠が感冒等の妊娠に直接関連しない傷病について受診を行つた場合に算定可能か。

問7 区分番号「A003」オン  
ライン診療料を算定する

**問7** 区分番号「A003」オンライン診療料を算定する場合、オンライン診療料対象管理料等の算定の対象とならない疾患について5項目選択肢を

**答** 連続する6月である必要がある。ただし、オンライン診療料等を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行つていればよい。

区分番号「A003」 オン  
サンテイン 謹 携 粉

イン診療料対象管理料等の対象となる疾患が発生した場合、オンライン診療料対象管理料等の算定の対象となる対面診療が1月間であっても、オンライン診療料は算定可能か。

問14 オンライン診察を行うにあたり、情報通信機器を医療機関に設置した上で、医師の自宅などへ画像情報等を転送し、オンライン診察を行う場合も算定可能か。

問  
1 妊婦加算

妊娠であることはどうのうに確認すればよいのか。妊娠反応検査の実施や母子健康手帳の確認が必要であるか。

合、オンライン診療料対象管理料等を初めて算定してから6月の間は、毎月同一医師による対面診療を行う必要があるが、当該6月の間で、同一の疾患に対して継続的に診療を行っているが、算定した管理料等がオンライン診療料対象管理料等の中であつても、算定要件を満たす

問8  
区分番号—A003 オン

**答** 妊婦加算は、医師が診察の上、妊娠であると判断した場合に算定可能であり、必ずしも妊娠反応検査の実施や母子健康手帳の確認は必要ではない。

同一の疾患に対して6月間、毎月同一医師による対面診療を行っていれば、算定した管理料等がオンライン診療料対象管理料等の中でも異なるものであっても、オンライン診療料の算定要件を満たすものと

の間は、毎月同一医師による対面診療を行う必要があるが、連続する6月でなければならないのか。1月でも対面診療を行わない月があれば算定できないのか。

区分番号「A003」オンライン診療料を算定する場合、オンライン診療料対象管理料等を初めて算定してから6日の間は、毎月同一医師による対

合、オンライン診療料を算定する場合、オンライン診療料対象管理料等を初めて算定してから6日の間は、毎月同一医師による対面診療を行う必要があるが、連続する6月でなければならぬのか。1月でも対面診療を行わない月があれば算定できない

## データ提出加算（提出データ評価）

不可。オンライン診察を行う医師は、当該医師が所属する保険医療機関においてオンライン診察を行いう必要がある。

問 98

抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修とは、誰を対象として行うのか。

感染防止対策加算（抗菌薬適正使用支援加算）

今回の改定でデータ提出加算の加算として、提出データ評価加算が新設されたが、既にデータ提出加算2を算定している場合は要件を満たしていれば新たに届出は不要か。

問  
100

今回の改定でデータ提出加算の加算として、提出データ

答  
算定できる。

## 問 141 在宅患者訪問診療料について、「当該患者の同

問 144 在宅患者訪問診療料の「2」について、当該患者に対し「当該患者の同意を得て、計画的な医学管理のもと、主治医として定期的に訪問診療を行つてゐる保険医が属する保険医療機関」

などが該当するが、PMDAのホームページ「ベンゾジアゼピン受容体作動薬の依存性について」(<https://www.pmda.go.jp/files/000217046.pdf>)を参考されたい。

答  
提出データ評価加算について  
は、届出を求めていない。

四  
20

DPC 対象病院における地域包括ケア病棟において、

定期清在手術等基本料とは算定できるか。

DPC 対象病院においては、DPC を算定する病棟以外において短期滞在手術等基本料は算定できない。

小兒抗菌藥適正使用支援加算

126 小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料における小児抗菌薬適正使用支援加算は、解熱鎮痛消炎剤等の抗菌薬以外の処方を行つた場合は算定でき  
るか。

**答** 主治医として定期的に訪問診療を行っている医師の求めに応じて行つた場合は、算定可能。

問 143 在宅患者訪問診療料の「2」について、同一診療科を標榜する保険医療機関の求めを受けた訪問診療を行った場合でも算定可能か。

**答** 患者の同意を得て在宅時医学総合管理料、在宅がん患者総合診療料等を算定している保険医療機関又は在医総管等を算定していなくとも療養計画に基づき主治医として定期的に訪問診療を行つて医療機関であつて当該患者の同意を得てい  
る保険医療機関をいう。

問診療を行つてゐる保険医が属する保険医療機関」とは具体的にどのような医療機関をいうのか。

る保険医が属する保険医療機関が行う訪問診療に同行し、主治医の求めに応じた異なる保険医療機関の医師が訪問診療を行つた場合に、算定可能か。

合算定不可。立合診察となるため、往診料を算定できる。

处方料、处方笺料

同  
168

向  
168  
不安若しくは不眠の症状を  
有する患者に対しても1年  
以上継続してベンゾジアゼピン  
受容体作動薬の投薬を行つた場  
合については、当該症状を有す

答 別に算定できる

を得ている場合等を除き、処方箋料が減算されることになつたが、ベンゾジアゼピン受容体作動薬とは何を指すのか。

エチゾラム、ジアゼパム、ゾビ  
クロン、ゾルピデム酒石酸塩

問  
190  
手術  
區分番号「K664-3」  
薬剤投与用胃管皆設而二つ

問  
190  
区分番号 [K664-3]  
薬剤投与用胃瘻造設術について、レボドパ・カルビドパ水和物製剤の経腸投薬と同時に同一の胃瘻から経管栄養を行う必

## 一の胃瘻から経管栄養を行う必



なった場合において、区分番号

「1008」に掲げる加圧根管充

填処置を行った患者に限り、前

回の感染根管処置に係る歯冠修

復が完了した日から起算して6

月を経過した日以後については、

この限りではない。とされたが、

「歯冠修復が完了した日」とは歯

冠修復や金属歯冠修復等を装着

した日又は充填を実施した日と

考えてよいか。

答 そのとおり。

### 問39

下顎第1大臼歯の分割抜歯

後にブリッジ(566)を

製作する場合において、6ポン

ティックをレジン前装金属ポン

ティックにより製作した場合は、

どのように算定すればよいか。

この場合においては、区分番号

「M017」に掲げるポンティッ

クの注に規定する「口 小臼歯部の場

合」により算定し、特定保険医療材

料料については小臼歯の例により算

定する。

剤料及びその加算並びに薬学管理料

を合算した点数の3分の1に相当す

る点数を算定する。したがって、調

剤時に時間外加算の要件を満たす場

合には、当該加算も合算した点数に

基づき算定することになる。

【具体例】(90日分処方→30日×3回

の分割指示、調剤時には一包化を行

う)

※薬剤料は調剤した分を算定

(表参照)

表

〈3回目〉※時間外加算を含めて合算する。

・調剤基本料	41点
・地域支援体制加算	35点
・調剤料(2剤の場合)	172点(90日分)
・一包化加算	220点(90日分)
・時間外加算	248点
・薬剤服用歴管理指導料	41点
・服薬情報等提供料1	30点
計	787点×1/3=262.333÷262点+薬剤料(30日分)

〈2回目〉

・調剤基本料	41点
・地域支援体制加算	35点
・調剤料(2剤の場合)	172点(90日分)
・一包化加算	220点(90日分)
・薬剤服用歴管理指導料	41点
・服薬情報等提供料1	30点
計	539点×1/3=179.666÷180点+薬剤料(30日分)

〈1回目〉

・調剤基本料	41点
・地域支援体制加算	35点
・調剤料(2剤の場合)	172点(90日分)
・一包化加算	220点(90日分)
・時間外加算	248点
・薬剤服用歴管理指導料	41点
計	757点×1/3=252.333÷252点+薬剤料(30日分)

あるかにかかわらず、別紙を含む全ての処方箋が提出されない場合は、処方箋を受け付けられないという理解でよいか。

答 貴見のとおり。

服用薬剤調整支援料

問7 服用薬剤調整支援料に規定する内服薬に、浸煎葉及び湯葉は含まれないと理解してよいか。

答 貴見のとおり。

問8 服用薬剤調整支援料について、内服薬の種類数は2種類以上同時に減少する必要があるか。同時でなくともよい場合、内服薬の種類数の減少はいつを起点とすればよいか。

答 貴見のとおり。

問12 薬剤服用歴管理指導料の特例について、「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当した場合であっても、直近3月間ににおける割合が50%を上回った場合には、その時点で「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当しないとされているが、日単位ではなく月単位で判断することでよいか。

答 貴見のとおり。3月で算出した割合が50%を上回った翌月から、通常の薬剤服用歴管理指導料を算定すること。

答 同時でなくてよい。保険薬剤師が減葉の提案を行つた日以降に、内服薬の種類数が2種類以上減少し、その状態が4週間以上継続した場合に算定する。

# 月刊基金

Monthly KIKIN 第59巻 第6号

# 6

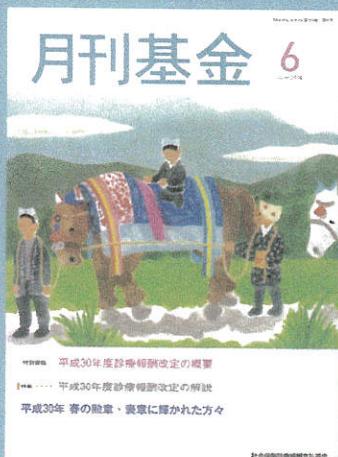
June 2018

## 社会保険診療報酬支払基金 基本理念

### 私たちの使命

私たちは、国民の皆様に信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

### 今月の表紙



チャグチャグ馬コ（岩手県）  
表紙イラスト おおくぼヒロアキ

6月の第2土曜日、100頭近くの農耕馬が愛らしい鈴の音を響かせながら、引き手・乗り手とともに鬼越蒼前神社から盛岡八幡宮までの約13kmを行進します。

馬コが身に着ける色あざやかな装束は、紫紺染めや草木染めなどの染料を用いた麻を素材とし、この日のために昔ながらの手づくりでひとつひとつ仕上げられます。

## CONTENTS

### 特別寄稿

## 2 平成30年度診療報酬改定の概要

厚生労働省保険局医療課 課長補佐 中谷 祐貴子



8

### 医療顧問's EYE ~伝えたいこと~

## 地域と密に関わり理解を得る

社会保険診療報酬支払基金静岡支部 医療顧問（医科担当） 北條 博

9

### 医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載107回

## 自然気胸～最近の話題～

老人保健施設秋桜の里（埼玉県）施設長  
(前埼玉医科大学総合医療センター外科) 菊池 功次

10

### 特集

## 平成30年度診療報酬改定の解説

16

## お客様の声から

19

## 平成30年 春の勲章・褒章に輝かれた方々

20

## 支部紹介（茨城支部）

22

## 特定B型肝炎ウイルス感染者の方の定期検査に係るQ&A

24

## おたずねに答えて - Q & A -

26

## 医療保険等の動き マンスリーノート

28

## 保険請求の基礎知識

34

### 医療費の動向 診療報酬等確定状況（平成30年2月診療分）

36

### 地方公共団体が実施する医療費助成事業の審査支払事務を受託

37

### インフォメーション

広告は有料にて掲載しています。広告掲載のお申し込み方法は  
支払基金ホームページ (<http://www.ssk.or.jp/>) でご案内しています。  
トップページ → 広報誌・メルマガ → 有料広告募集

# 知識

今回は①「妊婦加算を算定する場合の「摘要」欄への記載について」②「診療情報連携共有料の算定について」③「レーザー機器加算の算定について」④「同一月内における「薬C」2回の算定について」⑤「同一処方箋受付回における在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1及び2の算定について」を掲載します。

## 事例①

### 医科

妊婦加算を算定する場合の「摘要」欄への記載について

診療報酬明細書		平成 30 年 5 月分 球番:		区コ:	1 医科 1 社保 1 単独 2 本外
一		一		保険者番号	給付割合
公負①		公受①		記号	番号
公負②		公受②			
区分		特記事項		保険医 機関の所在 地及び 名称	
氏名	2 女 3 歳 6 1 . 0 5 . 生		(1) 子宮出血	診療	(1) 平 30.05.25
職務上の事由				開始日	婦
筋			始日	婦	1 日
病名			日	公①	日
1 1 初診	1 回	357	日	公②	日
1 2 再診	× 回				
再外来管理加算	× 回				
時間外	× 回				
診休日	× 回				
深夜	× 回				
1 3 医学管理					
往診	回				
1 4 夜間	回				
在宅深夜・緊急	回				
在宅患者訪問会員	回				
その他の	回				
その他の薬剤	回				
その他	回				
保険	請求点	※決定期点	一部負担金額 円		
357				※高額療養費 円	※公費負担点数① 点
の 給 付 公 ①				※公費負担点数② 点	
公 ②					

※ 妊婦に対し初診を行った場合は、当該患者が妊婦である旨記載すること。

妊婦加算を算定する場合の「摘要」欄への記載については、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「『診療報酬請求書等の記載要領等について』等の一部改正について」に「当該患者が妊婦である旨記載すること。」と記載されています。

#### 【告示 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】

##### 別表第一

##### 医科診療報酬点数表

##### 第1章 基本診療料

##### 第1部 初・再診料

##### 第1節 初診料

##### A000 初診料

注1～7 (略)

注8～9 (略)

注10 妊婦に対して初診を行った場合は、妊婦加算として、75点を所定点数に加算する。ただし、注7又は注11に規定する加算を算定する場合は算定しない。

注11～12 (略)

#### 【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

##### 別添1

##### 診療報酬請求書等の記載要領

##### II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

##### 第3 診療報酬明細書の記載要領 (様式第2)

##### 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(20) 「初診」、「再診」、「医学管理」、「在宅」、「投

薬」、「注射」、「処置」、「手術・麻酔」、「検査・病理」、「画像診断」、「その他」及び「入院」欄について

##### ア 通則

各欄又は「摘要」欄への診療行為等の名称（以下この項において単に「名

# 保険請求の基礎

称」という。)、回数及び点数の記載方法は、次のイからシまでのとおりであること。また、名称、回数及び点数以外の「摘要」欄に記載する事項等は、別表Ⅰ「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(医科)」のとおりであること。

なお、電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、平成30年10月診療分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の

請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格に基づき、該当するコードを選択すること。

書面による請求を行う場合においては、名称について、別表Ⅱ「診療行為名称等の略号一覧(医科)」に示す略号を使用して差し支えないこと。

イ 「初診」欄について

(ア) ~ (イ)(略)

(ウ) 妊婦に対し初診を行った場合は、妊婦加算を加算した点数を記載し、「摘要」欄に名称を記載すること。

ウ~シ(略)

別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(医科)(抜粋)

項目番号	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
2	A000	初診料の妊婦加算等(注7、注10、注11の加算)	当該患者が妊婦である旨記載すること。	レセプト共通レコード「患者の状態001」又は820100348	妊婦
5	A001	再診料の妊婦加算等(注5、注15、注16の加算)	当該患者が妊婦である旨記載すること。	レセプト共通レコード「患者の状態001」又は820100348	妊婦
8	A002	外来診療料の妊婦加算等(注8、注10、注11の加算)	当該患者が妊婦である旨記載すること。	レセプト共通レコード「患者の状態001」又は820100348	妊婦

\*「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載すること。

## 【平成30年4月25日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡】

### 〈別添3〉

#### 医科・歯科・調剤報酬点数表関係

##### 【診療報酬明細書の記載要領】

問1 別表Ⅰ「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」により示されている診療報酬明細書の「摘要」欄に記載する事項等について、電子レセプト請求による請求の場合は平成30年10月診療分以降については該当するコードを選択すること

になったが、平成30年9月診療分以前の電子レセプト又は書面による請求を行う場合においても、当該一覧の「左記コードによるレセプト表示文言」とおり記載するのか。

(答) 必ずしも当該文言のとおり記載する必要はないが、その旨がわかる記載又は当該診療行為に係る記載事項であることがわかる記載とすること。

本事例については、初診料に妊婦加算を算定していますが、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正についての別表Ⅰに「当該患者が妊婦である旨記載すること。」と記載されていることから、当該記載が必要となりますので、ご留意ください。

なお、平成30年4月25日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その3)」において、「別表Ⅰ「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」により示されている診療報酬明細書の「摘要」欄に記載する事項等について、(略) 平成30年9月診療分以前の電子レセプト又は書面による請求を行う場合においても、当該一覧の「左記コードによるレセプト表示文言」とおり記載するのか。」の問に対し、「必ずしも当該文言のとおり記載する必要はないが、その旨がわかる記載又は当該診療行為に係る記載事項であることがわかる記載とすること。」とされていますので、併せてご留意ください。

事例②  
歯科

診療情報連携共有料の算定について

診療報酬明細書										都道府 医療機関コード 県番号							
○ (歯科) 平成 30 年 6 月分										3 歯科	①社・固 3 後期 2 公費 4 退職	①単独 2 2併 3 3併	②本外 4 六外 6 家外 10 高外7				
一																1098 7()	
公費負担者番号																	
公費負担者番号																	
被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号																	
氏名	特記事項 届出									保険医 施設の所在 地及び 名稱							
1男 3昭 41・5・13 生	初回歯初診																
無害上の理由																	
傷病名部位	7654321   1234567 P 周術期口腔機能管理中										診療開始日	30年 6月 11日					
初診	282	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	特導	特連	特地	外来環	25	307		
音響	72×1	時間外 ×	休日 ×	深夜 ×	乳 ×	乳・時間外 ×	乳・休日 ×	乳・深夜 ×	特 ×	特導 ×	特連 ×	特地 ×	外来環	5×1	77		
管理・リハ	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	490		
検査・内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	802		
X線検査	全顎	枚	色調 ×	P混検 ×	P部検 ×	基 ×	精 ×	その他の	周 300×1	周 (Ⅲ) 190×1							
	標	×	×	S培 ×	頸運動 ×	本 ×	部 ×	その他の									
	バ	×	EMR ×	×	×	検 ×	400 ×	他	バ電	402×1							
処置・手術	う歯 ×	保護処置 ×	×	×	填塞 ×	×	知覚過敏 ×	×	咬合 ×	×							
	抜 ×	感 ×	根 ×	根 ×	加 ×	生 ×	×		F局 ×								
	根 ×	根 ×	根 ×	根 ×	根 ×	切 ×	除 ×		T.cond ×								
	離 ×	離 ×	貼 ×	充 ×	充 ×	去 ×	×		歯清 ×								
	S C 68 × 2 + 38 × 4 × + ×	SRP 前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×					298		
	PCur 前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×	SPT(I)	SPT(II)	P処 ×	P基処 10							
	拔歯 乳 ×	前 ×	+ ×	臼 ×	+ ×	埋 ×	+ ×	切開 ×	×	×							
	12~14歳	合 ×	飼 ×	脣大小 ×	脣大小 ×	脣 ×	理 ×	×	×	×							
	総義歯 ×			脣前 ×	脣前 ×	脣 ×	歯 ×	×	×	×							
その他	診療情報連携共有料 120×1 D										-120-						
摘要	当院外科										公費分 点数	請求 決定	点 ※	合計	点		
											患者負担額 (公費)	円	決 定	※	1,974	点	
											高額療養費	※	円	一部負担 金額	減額割(円)	免除・支払猶予	円

診療情報連携共有料の算定については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように記載されています。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

B 011 診療情報連携共有料

(2) 慢性疾患を有する患者又は歯科診療を行う上で特に全身的な管理の必要性を認め検査結果や診療情報を確認する必要がある患者において、当該患者の同意を得て、別の保険医療機関に当該患者の診療情報の提供を文書により求めた場合に算定する。

本事例については、医科歯科併設の保険医療機関において、同一の保険医療機関の他の診療科からの情報提供による診療情報連携共有料が算定されています。平成30年3月5日付け保医発0305第1号の通知に、「慢性疾患を有する患者又は歯科診療を行う上で特に全身的な管理の必要性を認め検査結果や診療情報を確認する必要がある患者において、当該患者の同意を得て、別の保険医療機関に当該患者の診療情報の提供を文書により求めた場合に算定する。」と記載されていることから、同一の保険医療機関の他の診療科からの提供による診療情報連携共有料は算定できませんので、ご留意ください。

事例③  
歯科

レーザー機器加算の算定について

診療報酬明細書										都道府 病院機関コード 県番号	3 ①社・国 3 後期 ①単独 ②本外 ③高外 歯科 2 公費 4 退職 2 2併 4 六外 6 家外 0 高外7 3 3併						
○ (歯科) 平成 30 年 6 月分										保険者 番号	1098 7()						
<table border="1"> <tr><td>一</td><td>一</td></tr> <tr><td>公費負担者番号</td><td>公費負担医療者番号</td></tr> </table>										一	一	公費負担者番号	公費負担医療者番号	被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号			
一	一																
公費負担者番号	公費負担医療者番号																
<table border="1"> <tr><td>氏名 1男 38歳 45・3・19 生</td><td>特記事項 新規初診</td><td>届出</td></tr> <tr><td>職業上の年齢</td><td></td><td></td></tr> </table>										氏名 1男 38歳 45・3・19 生	特記事項 新規初診	届出	職業上の年齢			保険医 就機関 の所在 地及び 名稱	
氏名 1男 38歳 45・3・19 生	特記事項 新規初診	届出															
職業上の年齢																	
傷病名 部位	左側口蓋腫瘍									診療開始日 30年4月25日							
初診	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	特専	特徴	特地	外来課	占				
再診	72 × 2	時間外 ×	休日 ×	深夜 ×	乳 ×	乳・時間外 ×	乳・休日 ×	乳・深夜 ×	特 ×	特 ×	特 ×	再来外来課	5×2				
管理・リハ	管 100+	+	+	+	義管	尖端矯正	P調査						154				
投薬・注射	内屯外注												その他の				
X線検査	全額	枚	色調 ×	P混検 ×	P部検 ×	基 ×	精 ×	そ					100				
			S培 ×	運動 ×		本 ×	密 ×	の					68				
			EMR ×	× ×	× ×	検 ×	×	他 1430					1,430				
う蝕	×	保満処置	× ×	× ×	填塞 ×	知覚過敏 ×	咬合 ×										
抜	×	感 ×	根 ×	根 ×	加 ×	生 ×	×										
置	×	根 ×	×	×	正 ×	切 ×	除 ×	F局									
・	歯 ×	貼 ×	充 ×	舉 ×	差 ×	去 ×	×	T.cond ×									
手	S C ×	+ ×	+ ×	SRP 前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×								
術	PCur 前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×	SPT(I)	SPT(II)	P処 ×	P基処							
その他	口蓋粘膜摘出術(口蓋粘膜) レーザー機器加算第2-1	520×1 300×1	D 50×1										570 -720-				
麻酔	伝導 ×	静脈 ×	脳麻 ×	その他													
持	持 ×	持待管理 ×	×	×	×	×	×	×	×	×							
要	T-M 860×1 口腔病理診断科(組織診断料) 口腔病理診断管理加算1(組織診断) 570×1									公費分 点数 請求 決定 ※	請求 点数 合計 ※	-2,472					
										患者負担額 (公費)	決 定 ※	2,322					
										高額療養費 ※	一部負担 減額割(円) 金額	免除・支払猶予					

レーザー機器加算の算定については、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号において、次のように示されています。

【告示 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】

別表第二

歯科診療報酬点数表

第2章 特掲診療料

第9部 手術

第3節 手術医療機器等加算

J 200-4-2 レーザー機器加算

注2 1については、区分番号J008(1に限る。)、J009(1及び2に限る。)、J017(1に限る。)、J019(1に限る。)、J027、J030(1に限る。)、J033(1に限る。)及びJ051に掲げる手術に当たって、レーザー

手術装置を使用した場合に算定する。

注3 2については、区分番号J 008(2に限る。)、J 009(3に限る。)、及びJ 017(2に限る。)に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

注4 3については、区分番号J 015、J 019(2に限る。)、J 020、J 030(2に限る。)、J 033(2に限る。)、J 034、J 052及びJ 054に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

本事例については、区分番号J 019口蓋粘膜摘出術「1 口蓋粘膜に限局するもの」に対してレーザー機器加算3が算定されています。平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号に、「3については、区分番号J 015、J 019(2に限る。)、J 020、J 030(2に限る。)、J 033(2に限る。)、J 034、J 052及びJ 054に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。」と示されていることから、対象となる手術にご留意ください。

事例④  
調剤

同一月内における「薬C」2回の算定について

調剤報酬明細書				平成 30 年 6 月分	都道府 県名	支局コード	4 調剤 1 社保 1 単独 2 本外
会員登					保険		
会員登		公費			記号・番号		
氏名				性別 実年齢 生年 生月 生日	年齢	保険会 員の所 在地及 び名前	
2 女 3 歳 55.10.21 生							
医療機関名	一記載省略			医師名	1 基金 太郎 6 2 7 3 8 4 9 5 10	医療 行為 料 公費負担 料 公費負 担料	2 回
医療機関名	医師名	調剤料	調剤 基本料 公費負 担料	調剤 基本料 公費負 担料	調剤 基本料 公費負 担料	調剤 基本料 公費負 担料	調剤 基本料 公費負 担料
1 6・4	6・4	省略	基 A	基 A	基 A	基 A	基 A
2 6・18	6・18	省略					
算定				調剤 基本料 公費負 担料	調剤 基本料 公費負 担料	調剤 基本料 公費負 担料	調剤 基本料 公費負 担料
算定	品目	水 溶 液	散 粉	電 気	一部負担金	調剤基本料 基 A 82	葉字常産料 薬 C 2 106
算定	2,018						
公費負 担料							
公費負 担料							

薬剤服用歴管理指導料2については、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号において、「1の患者以外の患者に対して行った場合 53点」と示されています。

【告示 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】

別表第三

調剤報酬点数表

第2節 薬学管理料

区分10 薬剤服用歴管理指導料

- 1 原則6月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合 41点
- 2 1の患者以外の患者に対して行った場合 53点
- 3 特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合 41点

注1 1及び2については、患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。ただし、手帳を持参していない患者又は区分番号00の1に掲げる調剤基本料1以外の調剤基本料を算定する保険薬局に処方箋を持参した患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合は、本文の規定にかかわらず、処方箋受付1回につき、53点を算定する。(以下、省略)

(参考) 【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別添1

別紙1

別表II 調剤行為名称等の記号一覧(抜粋)

項目	略称	記載欄
15 区分番号00 調剤基本料1の場合	基A	「調剤基本料」欄
34 区分番号10 調剤基本料1を算定する保険薬局において、薬剤服用歴管理指導料(53点)を算定した場合:6月以内に再度処方箋を持参した患者以外の患者に対する算定	葉C	「薬学管理料」欄

本事例については、同一月内において「葉C」が2回算定されています。「葉C」は調剤基本料1(基A)を算定する保険薬局において、原則6月以内に再度処方箋を持参した患者以外の患者に対して、告示等に掲げる指導等の全てを行った場合に算定すると示されていることから、前回の処方箋受付(6月4日)から6月以内に再度処方箋を持参した6月18日の「葉C」は算定できませんので、ご留意ください。

事例⑤  
調剤

同一処方箋受付回における在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1及び2の算定について

○ 調剤報酬明細書		平成 30 年 6 月分	都道府県番号	支局コード	4 調剤 1 社保 1 単独 2 本外
一		一			
公費①		公費②			
公費③		公費④			
		特記事項	保険薬局の店舗及び名称		
氏名 2女 3昭 52.11.22 生					
職業上の事由		保険会員登録地及び被保険者の名前	1 基金 太郎	6	保険料 1回
医師名		2	7	2回	
医師番号		3	8	3回	
医療機関コード		4	9	4回	
年月日		5	10	5回	
處方箋		調剤料	薬剤料	加算料	公費分担料
1 6 - 4	6 - 4 省略	高	高	高	高
請求額		調剤基本料	時間外診療料	薬学管理料	
2,018		基 A		在防 A 1 在防 B 1	
公費①		41		70	
公費②					

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号において、「複数項目に該当した場合であっても、重複して算定することはできない。」と記載されています。

【告示 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】

別表第三

調剤報酬点数表

第2節 薬学管理料

1 5の6 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

1 残薬調整に係るもの以外の場合 40点

2 残薬調整に係るものの場合 30点

注1 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者その他厚生労働大臣が定める患者に対して、薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添3

調剤報酬点数表に関する事項

<薬学管理料>

区分15の6 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

(1) 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料は、薬剤服用歴の記録又は患者及びその家族等からの情報等に基づき、処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更が行われた場合に算定する。ただし、複数項目に該当した場合であっても、重複して算定することはできない。

(参考) 【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別添1

別紙1

別表II 調剤行為名称等の記号一覧(抜粋)

項目	区分	項目	略称	記載欄
72	区分番号15の6	在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1を算定した場合	在防A	「薬学管理料」欄
73	区分番号15の6	在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料2を算定した場合	在防B	「薬学管理料」欄

本事例については、同一処方箋受付回において在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1(在防A) 及び2(在防B) が重複して算定されています。

本管理料については、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号に「処方箋受付1回につき所定点数を算定する。」と示されており、また、同日付け厚生労働省通知保医発0305第1号において「複数項目に該当した場合であっても、重複して算定することはできない。」と記載されていることから、同一処方箋受付回において「在防A」と「在防B」は重複して算定することはできませんので、ご留意ください。